

新上五島町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成25年3月8日

新上五島町長

新上五島町条例第17号

新上五島町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第4号に掲げる市町村道であって、本町がその道路管理者であるものに関し、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第10条第1項に規定する道路移動等円滑化基準を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法第2条、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条（第4号及び第13号に限る。）、道路構造令（昭和45年政令第320号）第2条及び移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号）第2条に定めるところによる。

(歩道)

第3条 道路には、歩道を設けるものとする。

(有効幅員)

第4条 歩道の有効幅員は、2メートル以上とするものとする。

2 歩道の有効幅員は、当該歩道の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(舗装)

第5条 歩道の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 歩道の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

(勾配)

第6条 歩道の縦断勾配は、5パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。

2 歩道（車両乗入れ部を除く。）の横断勾配は、1パーセント以下とするものとする。ただし、前条第1項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。

(歩道と車道等の分離)

第7条 歩道には、車道若しくは車道に接続する路肩がある場合の当該路肩（以下「車道等」という。）に接続して縁石線を設けるものとする。

2 歩道（車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。）に設ける縁石の車道等に対する高さは15センチメートル以上とし、当該歩道の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めるものとする。

3 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合においては、歩道と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道の車道等側に並木若しくは柵を設けるものとする。

(歩道の高さ)

第8条 歩道（縁石を除く。）の車道等に対する高さは、5センチメートルを標準とするものとする。ただし、横断歩道に接続する歩道の部分にあっては、この限りでない。

2 前項の高さは、乗合自動車停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めるものとする。

(横断歩道に接続する歩道の部分)

第9条 横断歩道に接続する歩道の部分の縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は2センチメートルを標準とするものとする。

2 前項の段差に接続する歩道の部分は、車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に転回できる構造とするものとする。

(車両乗入れ部)

第10条 第4条の規定にかかわらず、車両乗入れ部のうち第6条第2項の規定による基準を満たす部分の有効幅員は、1メートル以上とするものとする。

(停留所の歩道の高さ)

第11条 乗合自動車停留所を設ける歩道の部分の車道等に対する高さは、15センチメートルを標準とする。

(ベンチ及び上屋)

第12条 乗合自動車停留所には、ベンチ及びその上屋を設けるものとする。

ただし、それらの機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その

他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(案内標識)

第13条 交差点、その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けるものとする。

2 前項の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

(視覚障害者誘導用ブロック)

第14条 歩道、乗合自動車停留所の乗降場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

2 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とするものとする。

3 視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

(休憩施設)

第15条 歩道には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。

ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(照明施設)

第16条 歩道には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

2 乗合自動車停留所には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。